

PRESS RELEASE

一般社団法人静岡県信用金庫協会

静岡県内信用金庫の「後見支援預金」の取扱い実績について

(一社)静岡県信用金庫協会の傘下の12信用金庫は、家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金(「後見支援預金」)の取扱いを平成29年7月～8月から開始しております(全国最初の取組です)。

この取扱実績につきましては、平成30年9月末で307口座となるなど、県内各地の多くの方々にご利用いただいております。また、ご利用いただいた預金者(成年後見人)の主なご感想としては下記のとおり無利息型の取扱い開始や利便性などを評価する声が多いものとなっています。

今後も静岡県の信用金庫は、本預金を成年後見人による厳格な財産管理と顧客利便性確保に資する重要な預金として位置づけし、県内の409店舗のネットワークを生かして取り組んでいく所存です。

記

1. 取扱実績(静岡県内に本店を有する12信用金庫の合計)

	(参考)平成30年3月末実績		平成30年9月末実績	
	口座数	残高(百万円)	口座数	残高(百万円)
有利息型	198	4,890	272	7,159
無利息型	11	317	35	1,135
合 計	209	5,207	307	8,294

(注)県内信用金庫(先行実施の浜松信用金庫を除く)は平成30年7月2日より順次、従来の「有利息型普通預金」に加え「無利息型普通預金(決済用預金)」の後見支援預金の取扱を開始しています。

2. 預金者(後見人)のご感想等

- 無利息型の取扱開始を待っていた。無利息型は被後見人の財産保護の観点から顧客ニーズに込えている。(弁護士)
- これまで何件か口座開設している。使い勝手の良い制度だと思う。(弁護士)
- 近隣の信用金庫で取扱うことができるほか、手軽な保全策として活用できありがたい。(弁護士、司法書士)
- 既存の取引金融機関での継続的な取扱が可能となり利用が便利。(親族後見人)
- 後見監督人からの指示で取り組むことになったが、契約してしまえば管理が楽になり良かった。(法人後見人)

(一社)静岡県信用金庫協会

電話: 054-255-5530

(ご参考・後見支援預金)

(1) 本預金の取扱いの背景

近年、後見人による不正（被後見人預金の使い込み）等が社会問題化していること及び平成29年3月24日に政府が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」内で「後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待」されていることに鑑み、県内の信用金庫が家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金（「**後見支援預金**」）の取扱いについて提案。（一社）静岡県信用金庫協会と静岡家庭裁判所と協議し全国で初めて県内12の信用金庫において平成29年7月～8月から取り扱いを開始している。

(2) 利用対象者

家庭裁判所が「後見支援預金」の新規契約にかかる「指示書」を交付した者

(3) 取扱商品

普通預金のみとし、商品特性としてキャッシュカードは発行しない。
なお、最低預入単位の制限はない。

後見支援預金の流れ

後見開始又は未成年後見人選任の申し立て

申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が後見支援預金の利用が適していると判断した場合
①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して静岡県内に本店を有する信用金庫で口座作成手続きをしてください。

（注）後見支援預金は普通預金ですが、有利息の口座、無利息（決済用預金）の口座があります。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告